

仕 様 書			
件 名	# 2 2 1 7号建物シャワー補修	仕様書番号	
		作成年月日	令和7年12月18日
		所 属	久留米駐屯地業務隊
		作 成 者	防衛技官 宮本 麻衣

## 1 場 所

福岡県久留米市国分町100 陸上自衛隊久留米駐屯地

## 2 概 要

- (1) 既設ユニットシャワーの撤去 20箇所（構成部品の撤去含む）
- (2) 新規ユニットシャワーの設置 20箇所（構成部品の設置含む）

## 3 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書により実施するものとし、仕様書に記載なき事項も技術的に必要とされる事項は実施するものとする。
- (2) 本仕様書及び施工に際し疑義が生じた場合は、監督官と協議した後実施する。
- (3) 安全管理については請負者の責任において実施するものとし、官側は一切責任を負わないものとする。
- (4) 本役務の写真は、作業前、作業中、作業後の他、監督官の指示する箇所を撮影し、工事写真帳（A4タテ）に整理して提出する。
- (5) 本役務において他の施設に汚損または損傷を与えた場合は、速やかに監督官へ報告するとともに、請負者の責任において速やかに現状復旧する。
- (6) 本役務で使用する材料は全て新品とし、使用前に監督官の検査を受けるものとする。
- (7) 本役務で発生した金属発生材については、発生材調書を作成の上、監督官の指示する場所に集積するものとし、その他の発生材については、請負者の責任において適切に処分する。
- (8) 本作業において必要な電気・水は、請負者で準備することを基本とする。
- (9) 駐屯地内の出入門及び作業に際して、駐屯地の諸規則に従うものとする。

## 4 特記事項

- (1) 施工に先立ち現地採寸及び規格の確認を行うとともに、使用するユニットシャワーについて監督官の承認を受けるものとする。
- (2) 他の箇所に汚損及び破損を及ぼさないよう養生を行うとともに、施工完了後は整理清掃後片付けを行うものとする。
- (3) シャワーユニットの規格等については、図示のとおりとする。